

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(54)

2015年10月15日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

### 訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖

平成27年8月26日付「被告の主張について(第1～第5)」において、被告が、差止要件ならびに深層防護との関連について、独自の主張をしているので、以下のとおり、念の為に反論を加えておく。

## 第1 差止要件

- 1 被告は、大阪地判平成5年12月24日を引用して、「本件訴訟における差止請求の要件は、具体的には、①人格権侵害による被害の危険が切迫し、②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④他に代替手段がなく、差止が唯一最終の手段であることを要するべきである。差止請求の要件について、原告らは、許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原子力発電所の事故が発生する具体的可能性が「万が一でもある場合」と主張する。しかし、「万が一」の可能性で足りるとすることは、結局は、論理的ないし抽象的、潜在的なレベルの危険性を理由に、差止請求を認めるに等しい。したがって、差止請求の要件に関する原告らの立論は、認められない。」と主張している。
- 2 しかしながら、上記大阪地判は、関西電力高浜原発2号機について、蒸気発生器伝熱管の破断による炉心溶融の危険を理由として、住民が、人格権に基づき運転の差止を求めた事案に関し、一般論として、被告主張の上記要件を述べたに過ぎず、実際には、蒸気発生器伝熱管の1本が破断する危険性を否定することは出来ないが、複数の伝熱管が同時に破断する危険性があるとまではいえず、伝熱管が1本破断したとしても炉心の溶融が起こる具体的危険性があるとまではいえないとしたものである。福島原発事故以前の判決であり、福島原発事故について責任を問われている司法の一角をなす判決ではあるが、それでも、上記一般論の前に、「生命、身体、自由等は、人が人として法の世界において人格が認められている以上、法律上当然に保護されているものであり、むしろ、それらは権利の根源であり、幹流であるから、生命、身体、自由等の総体を人格権として法律上の権利性を付与するか否かに関わらず、それが侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されている

ときは、その侵害もしくは侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害の排除、もしくは、予め侵害の危険の原因の排除を求めることが出来るものと解するのが相当である。」と述べており、人格権ならびに人格権に基づく差止についての認識には、被告と大いに異なるものがある。そして、この判決は、具体的な判断基準として「したがって、その(原告らを含めた広範囲の者の生命、身体等に放射線障害を与え、直接的ないし間接的に、人類が経験する内で最も過酷で悲惨な類の被害の発生する：括弧内の記載は引用者が注記したもの) 危険性の有無の判断は、原子炉について災害が起こるかかどうかという関係において、当該原子力発電設備を安全に管理することが出来るかどうかであり、そうした安全管理に疑義があれば、被害の発生する危険性があるといつて妨げないと解する。そして、そうした安全管理の観点からの安全性の判断は、原子力安全委員会が関連する多くの専門分野の専門技術、知見及び学識経験等に基づき安全評価審査指針において具体的な事故等の事象を想定した上安全評価をすべきものとしていること、原子力発電設備が深層防護の思想に基づき設計されていることに鑑みると、総合的観点から安全管理の点において安全評価上疑義がなく、他にその疑義を窺わせる具体的な事情等が認められなければ、災害防止上支障がないもの(原子炉等規制法24条1項4号参照)として安全性を肯定し、安全管理の点において安全評価上疑義があると認められるような場合には、その安全性を否定すべきものとする。」と判示しているのである。また、この判決は、「万が一」に論及したり、「万が一」を否定したりした判決ではなく、被告の上記主張の根拠たり得る判例とは到底いえない。

- 3 訴状及び原告ら準備書面(2)(20)で述べたように、伊方1号炉についての最判平成4年10月29日は、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の

従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにする為，原子炉設置許可の段階で，原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請にかかる原子炉施設の位置，構造及び設備の安全性につき，科学的，専門技術的見地から，十分な審査を行わせることにあるものと解される。」と判示して，「万が一を許さない原則」を高らかに宣言しているのである。この最判は，行政訴訟についての判決ではあるが，上記判示は，原子炉の重大かつ深刻な危険性を理由とするものであるから，民事訴訟にも当然妥当する。

- 4 そして，この最判が指摘した原子炉の重大な危険性が，福島原発事故によって我が国でも現実のものとなってしまったのであるから，福島原発事故を経験した裁判所は，上記「万が一を許さない原則」をより厳格に守らなければならないことはいうまでもない。
- 5 このような認識から，福井地判平成26年5月21日(甲118)は，「(福島原発事故のような)事態を招く具体的危険が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきである」と，正当かつ明確に判示したものである。
- 6 また，被害発生の実切的切迫性，高度の蓋然性について一言しておくとして，騒音，日照妨害，名誉棄損，プライバシーの侵害等の一般的な差止請求と異なり，原発事故の場合，その被害の重大性，深刻性に加え，被害回復が不可能もしくは極めて困難であるから，差止の必要性は遥かに高く，一般的な差止請求の場合とは異なり，被害発生の実切的切迫性，高度の蓋然性は要件とされるべきではない。実際問題として，現実に発生した福島原発事故の場合，どの時点で，被害発生の実切的切迫性，高度の蓋然性が認められるかを検討しても，そのような時点を的確に選択することは不可能であり，原発事故の場合，被害発生の実切的切迫性，高度の蓋然性が要件たりえないことは明白である。
- 7 よって，以下に述べる原告らの主張の正当性は明らかである。
  - (1) 個人は，生命，身体を安全を脅かされることなく，地域コミュニティに定着し，平穏で自由な生活を営む権利(人格権)を有するところ，

原発の周辺に暮らす住民が生命を守り生活を維持することは人格権の中でも根幹部分をなす根源的権利である。

- (2) 他方, 原子力発電所の運転は経済活動の自由(憲法 22 条 1 項)に属するものであって, 憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。
  - (3) しかし, ひとたび原発事故が発生すると, 生命, 身体, 健康の安全や日常生活基盤の維持という人格権の中核部分について, 長期間にわたって回復不可能かつ集団的な被害が発生し, 地域社会までもが喪失させられる。経済活動である原子力発電所の運転によって人格権の根源的部分を広範に侵害する危険性が万が一でもあれば, その差止が認められるのは当然である。
  - (4) このような原発事故による人格権侵害の性質及び程度並びに損害の回復の困難性に鑑みると, 被害発生の実切的切迫性, 高度の蓋然性がなくとも, 許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故が発生する具体的可能性が万が一でもある場合には, 人格権に基づいて原発の運転差止が認められるべきである。
- 8 因みに, 原告ら準備書面(2)47頁以下で指摘した徳島地判昭和52年10月7日等は, ゴミ焼却場等について, 「住民側としては, 当該施設の規模・性質及び立地条件からして, 自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り」と判示等していることからすれば, 被害内容, 規模, 範囲, 回復可能性等の全く異なる原発事故について, 原告らの上記主張が認められるべきは当然であって, 被告の上記主張はこの観点からも否定されるべきである。

## 第2 深層防護との関連

- 1 また, 被告は, 「原告らは, IAEAによる深層防護の考え方における第4層及び第5層の対策の不備が差止請求権を成立させると主張するが, …人格権に基づく差止請求権が成立するか否かの観点からは, 第4層及び第5層における安全確保対策が必要となる(すなわち第3層までの対策が機能を失う)具体的可能性がなければ, 『第4層及び第5層の対策の不備が, いずれも周辺住民の生命・身体の安全に直結する』とはいえない。深層防

護の考え方は、前段の安全確保対策が機能しないことを仮定した上で(前段否定の考え方)次の安全対策を講じるものであるが、本件訴訟の差止要件との関係では、安全確保対策が失敗し、その場合に放射性物質の危険性が顕在化する具体的可能性の有無の検討が不可欠である(もともと、後述のとおり、被告は、伊方発電所において第3層のレベルで想定した事象を超える事象に対する安全確保対策や原子力防災対策を講じているが、第3層までの対策が機能を失う具体的可能性があるために講じている訳ではない。)。したがって、『第4層、第5層の対策の不備』を『周辺住民の生命・身体の安全に直結』させ、『原子力発電所の安全性の欠如と評価』するのは誤りである。」と主張している。

- 2 しかしながら、被告の上記主張は、福島原発事故の反省や教訓を無視した、被告独自のダブルスタンダードの不合理極まりない主張でしかなく、到底容認されるものではない。以下にその理由を述べる。
- 3 原告ら準備書面(44)記載のとおり、IAEAの深層防護の国際標準は、1996年に定められたものであるが、我が国では、歴代の原子力安全委員長が我が国にも導入しようとしたにもかかわらず、広瀬研吉原子力安全・保安院長が、「寝た子を起こすな」と言ってこれを妨げ、その結果、第3層までの防護策しか講じられていない状態で東北地方太平洋沖地震を迎え、破局的な福島原発事故をもたらした。「寝た子を起こすな」とは、原発は安全だといって国民を安心させているのに、過酷事故(シビアアクシデント)が発生することを前提に第4層、第5層の対策を講じることになると、国民が、原発の危険性に気付いて騒ぎ出し、困ったことになるという意味である。
- 4 この点について、国会事故調(甲10頁535～536)は、「日本の原子力法規制では、深層防護の確保が十分に行われていないという問題点がある。深層防護とは、より高い安全性を求めるため、原子炉施設では、仮にいくつかの安全対策が機能しなくなっても、全体として適切に機能するような多層的な防護策を構成すべきとする考え方であり、設計、建設、運転管理等を含めたすべての安全確保活動に適用されるものとして、諸外国でも用いられている。まず、日本における原子力安全規制は、電気事業法及び原

子炉等規制法によって定められているが、基本的には、5層からなる深層防護のうち第3層を超える事象は事実上起きえないととらえられている。第4層については、本件のような事故への対応を可能とするための、外部事象も考慮したシビアアクシデント対策が十分な検討を経ないまま、事業者の自主性に任されてきた。次に、原子力防災体制においても、第5層の深層防護の確保に実効性を持たせるという点において不十分であった。日本では、『防災対策は原子炉施設の安全性確保のための措置の外側に位置し、原子炉等規制法に基づく安全規制とは独自に準備されている行政的措置である』とされてきた。即ち、日本の原子力法規制においては、原子炉の安全性の確保と防災対策は、関係しないものととらえられてきた。しかし、IAEAの第5層の防災対策を実効あるものにするには、防災対策と安全規制の連携が必要であると思われる。」と指摘している。

- 5 また、平成23年10月20日付原子力委員会決定「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」(甲266)は、次のように記載している。そして、その上で、原子力委員会は、下記の平成4年決定を廃止し、シビアアクシデント対策として、「第4の防護レベルの強化」を指示しているのである。
  - (1) 平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一発電所事故では、東北地方太平洋沖地震による地震動と津波を発端として、1～3号機がシビアアクシデントに至った。
  - (2) その際、事業者が自主的に整備してきたシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントは、電源や原子炉冷却機能の確保などの様々な対応においてその役割を適時に果たすことが出来ず、その結果、炉心損傷を防止できなかつただけでなく、格納容器や原子炉建屋の健全性を維持できず、大量の放射性物質が環境中に放出されるに至った。
  - (3) これまでの経緯を振り返ると、当委員会は、平成4年5月28日に決定した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」において、原子炉施設がシビアアクシデントに至る可能性を出来るだけ小さくするとともに、

万が一、シビアアクシデントに至った場合でもその影響を緩和するため、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く奨励されるべきであるとした。ここでは、原子炉施設のリスクは十分に低く抑えられているとし、アクシデントマネジメントの整備はこの低いリスクを一層低減するものとして位置付けている。以後、当委員会は、原子炉設置者によるアクシデントマネジメントの実施方針及びアクシデントマネジメント導入後の評価結果について保安院から報告を受けて来ていた。

(4) しかしながら、今回の事故の発災により、「リスクが十分に低く抑えられている」という認識や、原子炉設置者による自主的なリスク低減努力の有効性について、重大な問題があったことが明らかとなった。特に重要な点は、我が国において外的事象とりわけ地震、津波によるリスクが重要であることが指摘ないし示唆されていたにも関わらず、実際の対策に十分に反映されていなかったことである。アクシデントマネジメントの整備については、全ての原子炉施設において実施されるまでに延べ10年を費やし、その基本的内容は、平成6年時点における内の事象についての確率論的安全評価で摘出された対策にとどまり、見直されることがなかった。さらにアクシデントマネジメントのための設備や手順が現実の状況において有効でない場合があることが的確に把握されなかった。

(5) 当委員会は、我が国の原子炉施設において重大な事故が再び起こることがないように、原子炉設置者ならびに保安院による抜本的な取り組みを促すため、中長期的な観点も含め、シビアアクシデント対策の新たな枠組みについての考え方を示すこととした。

6 そしてまた、日本原子力学会も、「原子力安全の基本的考え方について 第1編 別冊 深層防護の考え方」(甲267頁2～4)において、次のように述べている。

(1) 深層防護の概念

「深層防護の考え方」とは、一般に、安全に対する脅威から人を守る

ことを目的として、ある目標を持ったいくつかの障壁(以下「防護レベル」)を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するという概念である。

この概念を適用して高い安全性を確保するためには、信頼性が高く、かつ共倒れしない防護レベルを、脅威に対して幾重にも準備しておく必要がある。即ち、ある防護レベルがどんなに頑健であったとしても、単一の防護レベルに完全に頼ってはならず、一つの防護レベルが万一機能し損なっても次の防護レベルが機能するようにしなければならない。

こうした深層防護の概念は原子力に特有のものではないが、原子力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵している原子炉施設のように、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつどのようにリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという化学プラントや飛行機などと同様の特徴があることから、不確かさに対処しつつ、リスクの顕在化を徹底的に防ぐために、深層防護の概念を適用することが有効と考えられている。

## (2) 原子力安全の特徴

一般産業や社会的活動についても、我々の生活に影響を及ぼすリスクがあるという面では、原子力施設の場合と同じである。ただし、原子力施設は放射性物質を内蔵しているので、他の産業などが有するのと同種の危険があるだけでなく、放射線影響という原子力固有のハザードが存在する。さらに、万一、大量の放射性物質が放出される事故が発生した場合には、広範囲かつ長期間、人と環境に深刻な影響を及ぼすという特徴を持っている。特に原子炉施設の場合は、福島第一原子力発電所事故のように、放射性物質が大量に放出されてしまうと、周辺住民の放射線影響を防ぐための避難や居住制限などの施策によって、生活への影響が出るなど社会的な影響が大きい。このような原子力固有の特徴を踏まえて、放射性物質の放出を抑制し、放射線影響の顕在化を徹底的に防ぐため、原子力安全を確保する取り組みが必要である。

このため、原子力安全の基本的な目的は、原子力の施設や活動に起因する放射線の有害な影響から人と環境を防護することであり、原子力施設の安全確保の目標は、人や環境に放射線の有害な影響を与えるような事故の可能性を確実にきわめて低いものとすることである。

(3) 原子力安全のための深層防護

原子力施設に限らず一般産業や社会活動を含めて一般に、ある一つの対策が完璧に機能するのであれば、対策はそれだけで十分なはずである。一方、対策はある想定に基づいて考えられるため、その想定から抜け落ちる事項や人知が及ばない事項が存在することは否定できない。原子力施設の場合、人と環境を防護するにあたって、放射線や放射性物質が制御されずに環境中に放出される原因にも、それらが人と環境に影響を与えるまでの種々の現象にも、人知が及ばない振る舞いが存在しうる。すなわち、人と環境に影響を与えるまでの諸現象や対策やその対策の効果には不確かさが存在するため、一つの対策のみでは完璧な対策とはなり得ない(形あるものは必ず壊れるし、思うように動かない、対処できないこともある)。事前には十分と思われた対策でも思いがけない理由で失敗するかもしれないという不確かさの影響を考慮して、別の対策、次の防護レベルの対策と繰り返すことにより、人と環境に対する一連の防御策全体の実効性を高めることが必要となる。この様に、一つの対策では防げないという不確かさを考慮して、放射線リスクから人と環境を守るための防護策全体の実効性(成功確率)を高めるために適用されるのが原子力安全のための深層防護の概念である。

(4) 防護策の実効性を高めるための考え方

防護策全体の実効性を高めるために様々な対策がなされるが、この対策を多層とすることを基本的な考え方として、積極的な防護策を講じている(重要な戦略としている)。具体的な対策には、想定する事象に対して、複数の防護レベルで様々な手段を用意しておく、すなわち、設計基準事象という想定の中で対策することが基本であり、少なくとも TMI 事故までは、この設計基準事象を厳格に運用することで十分な

安全性が確保できると考えられていた。一方、現実世界で発生する事故(特にシビアアクシデント)には、設計基準事象で想定したシナリオを逸脱する、多重故障やヒューマンエラー(特にコミッションエラー)、外部事象が関与する場合がある。すなわち、定められた設計基準事象に対して備えるのみでは高い安全を達成するには十分ではない(現実の事故には完全に備えることは出来ない)と考えるべきである。このことは、設計基準事象の想定の不完全さに伴う不確かさを示すものであり、不確かさに対する備えを用意する、つまり、不確かさに備えて対策を多層とすることで、防護策全体の効果(成功確率)を高めることができる。放射線影響が抑制され、リスクが低く維持されるようになるように、対策を多層とすることが必要である。ここで、リスクの低減効果を評価するためには、目指すべきリスクの抑制水準(安全目標)やこれを満たすための性能目標といった指標が必要である。

(5) 原子力安全を確保するための普遍的な考え方

以上のように、我々が最善を尽くし万全を目指して設計したシステムであっても、なおかつ安全を損なう事象が発生しうる可能性は排除できないとして、そのような不確かさにも適切に対応できるように対策をとる考え方が「深層防護の考え方」である。つまり、「深層防護の考え方」は、不確かさに対する備えであり、原子力安全を確保するうえで、想定外は存在するということを考慮して事前に対策しておくために不可欠な考え方である。具体的な対策は、それぞれの原子力施設により異なるものとなりうるが、「深層防護の考え方」は原子力安全を確保するための普遍的な考え方となっている。

- 7 この点について、被告以外の電力会社を見ると、例えば、中国電力や北陸電力は、そのパンフレット(甲268, 269)において、第4層と第5層を新たな規制対象となる「シビアアクシデント(重大事故)(過酷事故)対策」と明記した上、例えば、中国電力は、「原子力発電所では、異常な事態や事故の発生を防止するだけでなく、仮に発生したとしてもその拡大を防止するため、複数のレベルに分けた対策を講じています。これを『深層防護』と言い、海外を含め日本でも用いられていました。しかし、我が国のこれ

までの安全規制では、重大事故の発生防止を最終目標とした第3層までの規制対象としており、第4層以降の『想定を超える事象』に対して、重大事故へ進展した場合の体制や対策は、事業者の自主保安とされていました。福島第一原子力発電所の事故が起こったいま、我が国の原子力安全基準の考え方が不十分であったことの反省と教訓から、重大事故へ進展した場合の防災、復興を目標とした5層の考え方を基本に、国内外の知見等を踏まえ、新規制基準は強化されています。」(甲268)と記載している。

(なお、第1層が「止める」、第2層が「冷やす」、第3層が「閉じ込める」と誤解されることがあるが、これが誤解であることは、上記パンフレットにおいて、いずれも、第1層について「余裕のある設計」、第2層について「止める・冷やす」、第3層について「冷やす・閉じ込める」、第4層について「冷やす・閉じ込める」、第5層について「防災・復興」と記載されていることから明らかである。)

ところが、被告のパンフレットには、他の電力会社のパンフレットに見られる深層防護についての上記のような当然の記載は見られない。これは、被告が、深層防護の対策を行うというポーズをとりながら、実のところ、深層防護を無視ないし軽視していることの表れにほかならない。

- 8 さらに、被告の上記主張は、単にダブルスタンダードであるというだけでなく、不合理極まりない主張であって、このような主張が容れられる余地はない。
  - (1) 原告ら準備書面(44)で明らかにしたとおり、深層防護の各防護レベルの目的は、第1層が「異常運転や故障の防止」、第2層が「異常運転の制御及び故障の検知」、第3層が「設計上想定される事故制御」、第4層が「過酷事故の拡大防止及び影響緩和」、第5層が「放射性物質の放出の影響緩和」というものである。
  - (2) 被告の上記主張を突き詰めれば、第1層だけで安全対策は足りるということになるのではないか。そうすると、これは、深層防護の思想そのものを否定する論理となってしまう。
  - (3) また、第3層の設計上想定される事故(日本原子力学会のいう「設計基準事象」)対策だけで足りるとすると、設計上想定される事故以外の事

故に備える必要はないこととなってしまう、福島原発事故を受けた設計上想定される事故以外の事故に備えなければならないという上記教訓は全く生かされないことになってしまう。

- (4) 被告の上記主張は、第3層の事故がシビアアクシデント(過酷事故)に必ず先行して発生するかのような誤解を与える主張であるが、シビアアクシデント、とりわけ地震、津波、飛行機の衝突、テロ、軍事攻撃といった外部事象に基づくシビアアクシデントが、第3層の事故とは無関係に発生することを無視した誤った主張に過ぎない。
  - (5) 第3層の設計上想定される事故だけでなく、設計上想定されていない事故が発生する可能性のあることは真理であり、現実には、スリーマイル、チェルノブイリ、福島原発事故によってこれが明らかとなったため、想定外の事故に備えるため第4層や第5層の対策が必要とされたにもかかわらず、被告の上記主張は、真っ向からこれに反するものなのである。
  - (6) 被告の上記主張は、設計上想定される事故しか発生しないという被告独自の全く根拠のない信仰にも似た強固な思い込みに基づく主張に過ぎず、この主張は、理屈の上でも、現実の事故によっても完全に否定されるものであって、不合理極まりない主張であることは火を見るよりも明らかである。
- 9 結局のところ、被告の上記主張は、福島原発事故後も、以前の3層までの防護策で足りるとして、IAEAの深層防護を理由なく否定するものでしかない。
- 10 よって、以下に述べる原告らの主張の正当性は明白である。
- (1) 原子力発電所の安全性は、深層防護の考え方に基づく対策によって確保されるべきものである。国際標準の深層防護では、設計上想定される過酷事故(著しい炉心損傷が発生する事故)の発生を防止する対策(第3層まで)に加え、過酷事故が発生した場合を想定し、放射性物質が大規模に放出されることを防止ないし緩和する対策(第4層)、放射性物質が大規模に放出された場合の防災対策(第5層)が必要とされる。わが国では従来、第3層までの防護策しか講じられていなかったが、

福島第一原発の破局的事故の反省により、現在では、第4層、第5層の防護策の必要性が異論なく承認されている。

- (2) 本件訴訟において、人格権に基づく差止請求権の成立要件を検討する場合、以上の深層防護の考え方を踏まえて解釈すべきである。
- (3) そうすると、原発事故が万が一にも発生する可能性がないといえるだけの安全対策が講じられているとはいえない場合(第3層までの対策の不備)に差止請求権が成立すると解すべきことは当然として、さらに、安全対策を講じてもお防ぐことができない原発事故の発生を想定し、その場合でも、万が一にも放射性物質の大規模な放出を防止、緩和する対策が十分に講じられているとはいえない場合(第4層の対策の不備)、あるいは、放射性物質が大規模に放出された場合にその影響から公衆の生命、健康を守るための防災対策が十分に講じられているとはいえない場合(第5層の対策の不備)にも、同様に差止請求権が成立すると解すべきである。なぜなら、第4層、第5層の対策の不備は、いずれも周辺住民の生命・身体の安全に直結するものであり、原子力発電所の安全性の欠如と評価されるべきだからである。

第3 以上述べたところから、被告の差止要件ならびに深層防護との関連についての上記主張に全く理由のないことは明白である。